

令和2年11月10日

## 被災家屋の解体・撤去について

令和2年7月豪雨災害により被災した家屋等を、所有者の申請により、村が所有者に代わって解体・撤去いたします。

- 1 受付期間  
令和2年9月7日（月）から 令和2年12月25日（金）まで
- 2 受付時間  
9時から 16時まで
- 3 受付会場  
球磨村役場庁舎横コミュニティセンター「清流館」
- 4 受付方法  
◆受付時間 9時から16時まで（当面の間、土日・祝日も対応）  
申請書類一式をご準備いただいた後、球磨村役場生活環境課に来庁またはお電話（0966-32-1140）いただき、受付日時を予約したうえで、指定の日時に受付会場「清流館」までお越しください。
- 5 申請書の配布場所  
・球磨村役場生活環境課窓口  
・役場ホームページ（申請書のデータをダウンロードし、印刷）
- 6 解体・撤去の対象  
り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

### ★よくあるお問い合わせ★

- ◆ 空き家や倉庫のみの解体・撤去は制度の対象になるのか？  
⇒ 対象となる場合がありますので、申請前に生活環境課までご相談ください。
- ◆ 家屋の一部のみの解体・撤去やリフォームは制度の対象になるのか？  
⇒ なりません。被災家屋全体を解体・撤去することになります。
- ◆ さくらドーム横のコンテナにおいて、り災証明書発行時に行っていた事前相談で申請したことになっているのか？  
⇒ なりません。あくまで事前相談会であったため、公費・自費による解体の申請は正式に書類の提出をお願いします。

## 自ら費用を負担し、被災家屋等の解体・撤去を行った場合（自費解体）の費用償還について

自ら費用を負担し被災家屋等の解体・撤去を行った場合でも、  
村に費用の償還を申請することができます。

- 1 償還額  
『村の基準により算定した金額』と『解体業者に支払った金額』の低い方
- 2 償還対象  
令和2年10月31日（土）以前に契約したもので、  
り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。
- 3 受付期間  
令和2年9月7日（月）から 令和2年12月25日（金）まで
- 4 受付時間  
9時から16時まで
- 5 受付会場  
球磨村役場庁舎横コミュニティセンター「清流館」
- 6 受付方法  
◆受付時間 9時から16時まで（当面の間、土日・祝日も対応）  
申請書類一式をご準備いただいた後、球磨村役場生活環境課に来庁またはお電話（0966-32-1140）いただき、受付日時を予約したうえで、指定の日時に受付会場「清流館」までお越しください。
- 7 申請書の配布場所
  - ・球磨村役場生活環境課窓口
  - ・役場ホームページ（申請書のデータをダウンロードし、印刷）

### ★注意事項

公費解体は、受付を早く終了の方から順番に行うものではありません。家屋の倒壊危険度や交通事情等を総合的に判断し決定します。

また、公費解体を申請しているかどうか心配な方は一度お問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

球磨村役場生活環境課

TEL：0966-32-1140